

三次市立三和中学校不祥事防止委員会設置要綱

(目的)

第1条 「教職員の自律を補強し、組織体として、不祥事を起こさない体制を整える。」「教職員自らが互いの変化を意識し、周囲も気づく環境をつくるとともに、機動的に対応する。」「教職員の言動の小さな変化が生徒への被害につながることを防止するとともに、生徒の悩み等について、生徒や保護者等が、率直に相談できる体制を築く。」ことを目的に、三次市立三和中学校不祥事防止委員会を設置する。また、不祥事防止対策に直接係る取組みにとどまらず、管理職以外の教職員が、学校の課題を主体的に捉え、教職員同士が相互に資質向上を図る取組みにつなげていくボトムアップ型の取組みを進める。

(委員の構成)

第2条 本委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事及び体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口担当者をもって構成する。委員長は、校長が務める。

(委員会の招集)

第3条 校長は、各学期に2回及び委員会の招集が必要であると認めたとき、不祥事防止委員会の構成員を招集し、不祥事の防止に資する協議を行う。

(内容)

第4条 本委員会では、不祥事防止に係る取組みについて協議する。また、研修プログラムを企画し、不祥事防止運動などを実施する等、教職員相互による不祥事防止チェックを進める。

(記録等)

第5条 不祥事防止委員会の議題等は記録に残し、3年間保存しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、不祥事防止委員会の運営について必要な事項は、校長が定める。

附 則 この要綱は、平成22年1月31日から施行する。